

滋賀県被災者生活再建支援制度の適用について

1 平成30年6月29日発生の米原市竜巻災害の状況

(1) 住家等の被害状況(7月31日現在)

住家(戸)	非住家(件)	合計
120	28	148

住家：現実に居住のために使用している建物

非住家：住家以外の建物

(2) 住家の被害認定状況(7月31日現在)

全壊 (損害割合 50%以上)	大規模半壊 (損害割合 40%以上 50%未満)	半壊 (損害割合 20%以上 40%未満)	半壊に至らない (損害割合 20%未満)	合計	り災証明願 受付数
0件	0件	6件	87件	93件	94件

2 県制度の概要

- ・国の制度ではあてはまらない被害に対応するための恒久制度として制定。
- ・生活再建支援を行う市町への補助(補助率2/3)を行う。

(1) 適用条件

- ①県内で5世帯以上の住宅に全壊被害が発生
- ②知事と被災市町長の協議により特に必要と認めたとき

(例)・県内で5世帯以上の住宅全壊と概ね同規模程度の災害
(半壊10世帯以上、床上浸水15世帯以上の災害等)

- ・1の市町で3以上の住宅全壊 等

(2) 対象とする被災世帯

国の制度対象世帯(全壊、解体、大規模半壊)に次の世帯を追加

- ・住宅が半壊(損害割合20%以上50%未満)した世帯
- ・住宅が床上浸水した世帯

(3) 支援金の額

以下の2つの支援金の合計額

①基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給)

支援金の種類	世帯構成	住宅の被害の程度 (単位:千円)				
		全壊	解体	大規模半壊	半壊	床上浸水
基礎支援金	複数世帯	1,000	1,000	500	350	250
	単身世帯	750	750	375	262	187

②加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給）

支援金の種類	世帯構成	住宅の再建方法 単位：千円					
		建設・購入	補修			賃借（公営住宅を除く。）	
			全壊・解体・大規模半壊の場合	半壊の場合	床上浸水の場合		床上浸水の場合
加算支援金	複数世帯	2,000	1,000	750	250	500	250
	単身世帯	1,500	750	562	187	375	187

3 県制度の適用について

（1）適用条件②（知事と被災市町長の協議により特に認めたとき）について

- ・局地的被害の対応として、1の市町で3以上の住宅全壊を適用
- ・災害救助法施行令では、「住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。」こととなっており、県制度についてもこの考え方に基づいている。

（2）今回の竜巻への適用について

- ・米原市内で半壊6世帯であることから、県制度の適用条件②の協議対象と考えられる。

4 今後の対応

- ・米原市から、本制度適用についての協議があれば、県として制度適用の判断を行う。